

○休学期間中に学生が他の大学で修得した単位の認定に関する規則

2014年6月12日
制定

(目的)

第1条 この規則は、追手門学院大学学則(以下「学則」という。)第24条及び第24条の2に基づき、休学期間に本学の学生が他の大学等で修得した単位の認定(以下「単位の認定」という。)について、必要な事項を定める。

(単位の認定申請)

第2条 単位の認定を受けようとする者は、休学開始の一か月前までに休学期間中の学修に係る届出書を、所定の様式により所属学部長に提出しなければならない。

第3条 単位の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類により、原則として、休学期間終了後一か月以内に所属学部長に提出しなければならない。

- (1) 休学期間中における修得単位の認定申請書(所定様式)
- (2) 他の大学等で修得した科目の成績証明書
- (3) 当該科目のシラバス又は授業内容が記載された書類
- (4) 他の大学等での学生身分を証明する書類
- (5) その他本学が必要と認めた書類

(単位の認定)

第4条 単位の認定は、学則第24条及び第24条の2に基づき、所属学部の学部会議が行う。

2 単位認定に関する諸手続は、教務課が取り扱う。

(事務所管)

第5条 この規則に関する事務は、教務課の所管とする。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、教務連絡委員会の意見を聴き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2017年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2025年4月1日から施行する。